

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

1 八一年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢

八一年秋季年末闘争における政治的背景、国会状況としては、第一に、臨調第一次答申にもとづく行政改革、具体的には行革関連特例法案が、定年制導入など公務員二法案、仲裁裁定および人事院勧告の実施問題とともに、重要争点となった。これと並んで、野党間では、「中道結集」の動きも活発化し、さしあたり新自由クと社民連のあいだで院内統一会派が結成された。

他方、経済基調は、物価は鎮静気味にあるものの、個人消費のひきつづく停滞、住宅建設をはじめ内需の相変わらずの低迷がつづいた。それらを補うかたちで輸出の伸長がつづいたが、いわゆる貿易まさつも激化した。企業収益は、前年同期にくらべ減益決算となったが、先行き予想は悪くはなく、全体として高収益水準は維持されていた。さらに、いうまでもなく、一二月一四日に発足した民間先行の統一準備会をはじめ、「労戦がらみ」であった。

そうした状況のもと、秋季年末闘争が展開されたが、行革問題をはじめ、国会内外で論議と行動が展開された。

総評・秋季年末闘争方針

七月末の総評定期大会で、秋季年末闘争方針の骨格がきめられたのち、九月七日の幹事会で、さらに具体的な行動計画が固められた。それによると、八一秋闘を「国民生活擁護、反戦・平和・民主主義を守る」たたかいと位置づけ、とくに行革反対を中心にすえつつ、闘争態勢を固め、臨もうとした。具体的な行動計画としては、まず臨時国会の開会にあわせ九月二五日を全国統一行動日とすること、その後、国会審議がヤマ場に入る一〇月第四週、第五週を集中行動期間とすること、さらに一月中旬～下旬を第二次集中行動期間とし、これらに諸大衆集会を織りこむこととした。なお国会審議のヤマ場では、仲裁裁定、人勧完全実施、年金などでストライキを配置し、要求の実現をはかるとの方針もきめた。

高齢者大集会

敬老の日の九月一五日、高齢者大集会が東京(都体育館)でひらかれ、全国から一万人以上が集まった。この集会は、今年で一一回目であり、年金改善や老人医療無料化の実現へ向けてなど大きな力を発揮してきたが、今年はとくに、「行革反対、福祉切り捨てを許すな」が重点となった。

集会ではまず、実行委員会を代表して榎枝総評議長が基調報告。「福祉切り捨て行革阻止」へ向け、決起を訴えた。つづいて、社会、公明、共産、新自クの各党代表が決意を表明した。そのあと、全国各地の高齢者組織の代表によって、福祉灯油獲得運動(北海道)、民間企業退職者の組織

化(中国)、老人保健法反対署名運動(老地連)などが報告された。そして、「怒りのこぶしを突きあげよう」との集会アピールと行革国会への緊急アピールを採択した。

## 九・二五秋闘宣言中央集会

行政改革を最大の焦点とする臨時国会が、九月二四日に召集されたが、翌二五日、総評は東京・明治公園に二万人の組合員を集め、「くらしと福祉を守る八一秋闘宣言、全国統一行動中央集会」を開催した。総評はすでに秋闘本部を設置し、闘争を強めることにしており、この日が秋闘突入の日となった。

集会の冒頭、あいさつに立った榎枝議長は「自民党の行革路線を絶対に認めることはできない。労働者の生活、権利の確保と国民の利益を守るため、あえてストも辞さない構えで立ちあがろう」と決意を表明。つづいて各団体代表が発言し「行革の中には老齢年金の削減があげられているが、これは将来に年金制度全体を改悪する一歩だ。労働者の闘いと連帯して闘う」(桜井高退連会長)、「実質賃金の低下の中で主婦は家計のやりくりで頭を痛めている。政府の行革はこれに拍車をかけるもの」(新井主婦の会会長)、「福祉の切り捨ては、障害者に死ねということだ。我々も要求をかかげて闘う」(今岡障害連事務局長)、「政府が行革を手はじめに大型消費税の導入をもくろんでいることは明らか」(名東不公平税制をただす会代表)など、「反国民的行革」への怒りの声をあげた。

つづいて社会党、公明党、共産党の代表がそれぞれ決意を表明。最後に行革法案審議の重要段階で年金、福祉ストを決行するとの宣言を満場一致で採択した。

## 一〇・一三秋闘決起集会

行革国会召集以降、総評傘下の各組合は、連日の行動にとりくんできたが、審議の本格化にともない、公務員共闘、公労協が全国動員による請願デモを展開、また高退連、障害連、全生連などの諸団体も、ヤマ場にむけて国会行動をおこなった。

冒頭あいさつに立った榎枝議長は、財界主導の行政改革を批判、また「人質」とされた仲裁、人勧問題について、「官公労働者の賃金が値切られれば、民間賃金にも悪影響がでることは必至。官民を問わぬ闘いを組織しよう」と力説した。この後、社会、公明、共産の各党代表があいさつ。つづいて民間単産、公労協、公務員共闘、全交運の代表が、それぞれ決意表明をおこなった。同日昼には、公務員共闘、公労協が全国動員により、衆参両院議員全員に要請をおこなうなど、終日、国会行動を展開した。

公務員共闘はさらに一五日から二三日にかけ連日、大衆動員をおこない、国会へデモをおこなった。公労協も二七日から三〇日を集中行動期間に設定、連日、国会請願をくりひろげた。

このほか、全日自労は一〇月九日から一一月一日にかけて全国キャラバンを実施。全生連(一五、一六日)、高退連(二六、二七日)、障害連(二七、二八日)などの諸団体も、独自に政府交渉をおこなった。

## 仲裁裁定実施問題決着へ

八一年春闘の際の三公社五現業にかかわる仲裁裁定は、秋の第九五回臨時国会に、いわゆる議決案件として提出され、行革関連特例法案、人事院勧告実施問題とからみ、重要問題化していた。この取り扱いは、一〇月六日、行革特別委が設置され、行革審議が軌道にのりはじめるとともに、前へ動きだした。

総評、公労協は、一〇月二九日に「年金・福祉スト」とともに、裁定完全実施を迫る統一ストを設定、それに向けて決着を意図した。この間、公労協による「八一秋年闘争勝利一〇・二七総決起集会」(六〇〇〇人、日比谷野外音楽堂)、翌二八日には総評による「くらしと福祉を守る八一秋闘勝利第三次一〇・二八中央総行動」(八五〇〇人、日比谷野外音楽堂)などの決起集会、国会請願等がおこなわれた。

一方、裁定実施問題は、一〇月二七日から二八日にかけて国対委員長会談で合意に至り、二九日、衆院社労委で議決された。最後まで難航した国鉄、林野については、「経営改善努力を強く期待する」との申し合わせがつけられた。

## 八年ぶりの年金スト

裁定実施問題が決着に向かったため、当初、総評の「年金・福祉スト」に合わせ、強力なストを予定していた公労協も、戦術ダウンの方針を決めた。一〇月末は、行革一括法案の審議もヤマ場に来ていたが、年金、医療など「福祉切り捨て」にたいし、一〇月二九日、「年金スト」を執行することを総評は決めていた。そして年金問題をはじめ、人勧完全実施、その他組合独自の要求をかかげつつ、「年金スト」が実施された。主な突入組合とストライキ規模は、つぎのとおり。

政労協、全港湾＝一～二時間スト。国労、動労の非乗務関係＝二時間スト。自治労、都市交、全水道＝二時間スト。日教組、国公の一部＝三〇分未満のスト。全金、全国一般、全造船等の一部＝時限ストあるいは時間内職場集会。

ストライキ規模は、七三年春闘の年金スト(五四単産三五〇万人)には及ばなかったが、八年ぶりの「年金スト」であった。

## 総評第四次秋闘統一行動

秋闘の盛りあげをはかるため総評傘下の各単産は一一月一七日を第四次の統一行動日に設定。終日、各単産ごとに中央行動にとりくんだ。

政労協は一八日の一時金回答日を前に全国から三〇〇〇人を中央に動員、各省交渉をはじめ夕刻からは独自の中央総決起集会を開催し、行革、「政治の右傾化」に反対の声をあげた。また私鉄総連も終日、運政審に対し統一行動を展開、新聞労連も一時金の上積みを求めて統一行動を構えた。

一方、総評、東京地評も夕刻から東京・港区の芝公園で「秋闘勝利第四次中央総決起集会」をひらいた。集会には約二〇〇〇人の組合員が参加。各政党のあいさつの後、「人事院勧告の実施を要求し一一月二五日に再度、統一行動を組む」(公務員共闘)などの決意が表明された。

## 人事院勧告実施問題決着へ

仲裁裁定実施問題は一〇月末に決着がついたが、人事院勧告の取り扱いは、行革がらみできわめて難航していた。このため、公務員共闘は一一月二五日、最高二時間のストを実施した。

一一月二七日、行革特例法案が参院本会議で可決成立するに及んで、政府は人勧の取扱いについて閣議決定をおこなった。内容は、(1)俸給表は人勧どおり四月実施(調整手当は一年凍結)、(2)期末・勤勉手当は旧ベースで凍結、(3)指定職、管理職の引き上げは一年凍結というものであり、組合側にきびしい内容となった。とくに調整手当をふくめて、民間に準拠していたのが、その凍結で、民間準拠は内容上、くずれたことになる。

公務員共闘、全官公とも、抗議声明を発したが、事実としては、八一年人勧実施問題はここに終息をみた。

#### 年末一時金闘争

民間の年末一時金交渉は、一〇月末から一月上旬にかけて要求が提出され、おおむね平穩のうちに、一〇月末には解決に向かった。

ただ政労協の交渉は、前年同様に難航した。年末一時金交渉に入る前にも、早期賃金確定を要求して、九月三〇日、一〇月二九日と二波の統一ストを実施したが決着に至らず、以後は年末一時金闘争に比重を移した。だが人事院勧告の実施、とくに期末・勤勉手当の旧ベースでの実施にともない、政労協関係の夏、冬の手当も新ベースとするか、旧ベースのままかが一大争点となった。この交渉は、その後、迂余曲折をたどったが、法廷闘争をかまえた一単組をはじめ(その後とりやめ)、一部の単組については夏のみ新ベースで実施、他は夏、冬とも旧ベースでの支払いに終わった。

#### 年末一時金妥結状況

まず労働省調べによる民間主要企業の年末一時金要求、および妥結状況をかかげておこう。第93表がそれである。

要求額平均は、五七万九三七二円と前年(五五万八〇五〇円)を二万一〇〇〇円強、上回っている。妥結額は、五一万六九五四円と、前年(四九万二六三六円)を二万四三一八円上回り、対前年伸び率は五・二%であった。ただし八〇年の対前年伸び率が七・四%であったから、それにくらべれば二・二ポイント下回ったことになる。

産業別に妥結額をみると、高いのは新聞・放送(八三万一二一八円)であり、それに水産・食料品、証券、卸・小売が六四～六五万円台でつづいている。反対にもっとも低いのは繊維(三五万八一八二円)であり、鉱山(四〇万五〇七五円)がそれにつづいている。また対前年伸び率では、紙・パルプ、石油製品、化学がマイナスを記録し、反対に造船二八・一%、証券一九・一%が際立った伸び率を示した。いずれにしても、バラツキが目立っている。

なお同じく労働省調べで、年間臨給実施状況の推移をみてみよう(第94表)。まず実施率(B/A)では、八一年五五・八%と前年を上回り、七四年をボトムにして、年々増加傾向にある。なかでも、冬夏型(D/B)にたいし、夏冬型(C/B)優位の傾向が、七五年いらい引きつづいている。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---